

旭川市告示第461号

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は本店若しくは主たる事務所を有する者に係るもの（条例第35条第1項の規定による給与所得に係る個人の市民税の特別徴収及び条例第42条の2第1項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関するものを除く。）で、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長する。

平成30年7月26日

旭川市長 西川 将



都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市及び小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町及び安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市及び西予市

(問合せ先)

税務部税制課税制係

電話 0166-25-5604